

歌志内市議会会議録

第3日目（平成27年9月11日）

（午前 9時55分 開議）

開 議 宣 告

○議長（川野敏夫君） おはようございます。

ただいま出席している議員は7名であります。定足数を満たしておりますので、これより本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

○議長（川野敏夫君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第84条の規定により、会議録署名議員に4番下山則義さん、7番女鹿聡さんを指名いたします。

諸 般 報 告

○議長（川野敏夫君） 日程第2 諸般報告であります。

事務局長に報告させます。

阿部議会事務局長。

○議会事務局長（阿部幸雄君） 報告いたします。

本日付議されます議案は、行政常任委員会委員長より報告3件、湯浅議員外からの意見書案4件、本田議員からの決議案1件であります。

また、本日の議事日程については、別紙配付してあります議事日程表のとおりであります。

次に、議員の出欠席の状況であります。本日は7名の出席であります。

本日、欠席されますのは、田村議員であります。

以上で、報告を終わります。

○議長（川野敏夫君） 特段の発言はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） ないようでありますので、諸般報告を終わります。

一 般 質 問

○議長（川野敏夫君） 日程第3 昨日に引き続き、一般質問を行います。

発言を許します。

質問順序5、議席番号4番下山則義さん。

一つ、歌志内市の福祉について。

一つ、歌志内市のまちづくりについて。

以上、2件について。

下山則義さん。

○4番（下山則義君） どうもおはようございます。

本日の私からの一般質問は、件名は2件につきまして質問をさせていただきたいと思えます。早速、質問に移らせていただきます。

まず、件名の1件目でございます。歌志内市の福祉について。

養護老人ホーム楽生園についてからの質問でございます。

当市には養護老人ホーム楽生園がございます。100名の定員に対して、98名の入所者がおり、現在2名分の空きがあると聞いております。

そこでお伺いいたしますが、①楽生園の入所者の状況につきましてお伺いをいたしたいと思えます。

②であります。他市町の施設の入居状況につきましてお伺いをいたします。

3番目でございます。行政と楽生園との連携につきましてお伺いをいたします。

次に、件名の2番でございます。

歌志内市のまちづくりについての質問でございますが、認定こども園についてでの質問でございます。

認定こども園につきましては今までも、そして第2回定例議会にも質問させていただいております。その答弁の中で、平成30年をめどに開園するというお考えを確認しているところでございます。そこで、お伺いいたしますが、認定こども園開園までのタイムスケジュールについてお伺いをいたします。

②であります。幼稚園と保育所の運営状況につきましてお伺いをいたします。

次に、公園についてからの質問でございます。

この公園につきましても、第2回定例議会で質問させていただいているところでございます。そして、答弁もいただいておりますが、その後、多くの市民から多くの意見をいただいております。そこで改めてお伺いするわけでございますが、当市に幼児・児童・生徒そして、保護者や高齢者があつまることができ、遊具・あずまや、また、水の流れがあり、ある程度の規模と四季を通じて利用できる公園をつくる、そのお考えにつきまして、お伺いいたします。

以上、件名2件、質問内容につきましては6件でございますので、答弁をよろしくお願いたします。

○議長（川野敏夫君） 理事者答弁、虻川保健保険福祉課長。

○保健福祉課長（虻川善智君） まず、一つ目の歌志内市の福祉についての①でございます。

楽生園からの報告によりますと、9月2日現在97名の方が入所しており、そのうち、当市からの入所者は34名でございます。

入所者状況の推移を見ますと、6月1日現在では96名、7月、8月、それぞれ1日現在では98名となっております。当市からの入所者は、6月、7月は34名、8月には35名となりましたが、8月末に1名の方が入院治療の継続により退所され、9月には34名となっております。

これまでの退所された方の理由としましては、死亡や長期入院、心身の状況により介護保険等施設に住みかえたというケースが見られます。

②番目でございます。

空知振興局に照会したところ、平成27年第1四半期分における空知管内の入所率は、91.5%という状況であります。

③番目でございます。

楽生園は平成26年4月より、社会福祉法人ほく志会に移設譲渡し、民間の養護老人ホームとして運営しております。同法人とは、施設譲渡後におきましても、運営状況などの報告や介護教室の場として施設を利用させていただいたり、また、高齢者スポーツ大会への参加など、関係を保ちながら連携しております。

続きまして、2番目の歌志内市のまちづくりについての①でございます。

認定こども園につきましては、歌志内市子ども子育て支援事業計画では、平成30年度に認定こども園に移行した場合の幼児期の学校教育、保育の利用人員見込みを掲載しておりますので、それに基づき、現在先進地での施設結果を参考としながら、当市に合った施設規模や建設する場合の財源の確認などについて、協議しているところであります。

現段階では、正式に平成30年度に設置するという決定には至っておりませんが、今後の幼児期の学校教育、保育の利用人員見込みを踏まえて、できるだけ早い時期に幼保を一体化した認定こども園の設置が必要であると認識しておりますので、引き続き協議を進めてまいりたいと考えております。

②番目の保育所の運営状況についてでございます。

保育所の運営状況につきましては、今年度より保育時間を30分延長し、午前7時30分から午後6時までとしたところであります。9月1日現在の入所状況につきましては、2歳児が6人、3歳児が4人、4歳児が4人、5歳児が4人で、合計18人が利用しております。

以上です。

○議長（川野敏夫君） 佐藤教育次長。

○教育次長（佐藤守君） 私の方から件名2の歌志内市まちづくりについての認定こども園の②幼稚園の運営状況についてお答え申し上げます。

幼稚園の運営状況につきましては、4歳児が3人、5歳児が6人で、合計9人が利用しております。

以上でございます。

○議長（川野敏夫君） 柴田建設課長。

○建設課長（柴田一孔君） 私から、公園につきましてお答えいたしたいと思っております。

公園の①番でございますが、ある程度の規模と四季を通じて利用できる公園をつくるお考えがないかということにつきまして、御答弁申し上げます。

市内には市民が安心して遊ぶことができる公園や気軽に散歩ができる公園、自転車道と隣接するポケットパークなど、数多くの公園があります。しかし、多くの公園で危険遊具や老朽化が進んだ遊具の撤去を行ったり、砂場や噴水は、狐、犬や猫の排泄物の混入により環境衛生上問題となり、施設の閉鎖や休止が進み公園の魅力が薄れてきた経緯があります。

御要望の公園は全ての世代が一つの公園に集うことのできるような大規模な公園をイメージしているものと推察しております。

大規模公園は休日などの余暇を過ごす選択しが広がり、心豊かな気持ちにさせてくれます。さらには、災害時の避難場所にもなり得ることができます。

市内で大規模な公園を構築することを想定した場合、用地の取得や選定場所、財源や維持管理など、多くの検討課題があると考えております。

まちづくりを進めていく中で、既存公園の利用状況や意義を含め、検討に当たっては参考にしてみたいと考えております。

○議長（川野敏夫君） 下山則義さん。

○4番（下山則義君） 答弁をいただきました。

それでは、順次再質問のほうに移らせていただきたいと思います。

まず、楽生園の件でございます。

今、現在は、9月2日ということで、97名の方がおられるのだという答弁をいただきました。私が確認したときは98名ということで、2名分のあきがある。現在は3名分のあきがあるというふうに承ります。

今、この楽生園という施設があって、あきがありますよという状況であるのですが、今の北海道の、そして空知地区の高齢率の状況を考えて、至るところに満床で、そして、そこであくのを待っているという状況が至るところで話を聞きます。

先ほどの話ですと、平成27年度の四半期分で、入所者は91.5%、まだまだ各施設に空きがあるというような答弁だったかと思えます。

しかしながら、それぞれの施設、入りたいのだという施設、そこには待っているという人間がいるという状況がございます。正直言いまして、この質問をするに当たって、こんなことを耳にした経緯がございます。

楽生園というのは、措置でその内容が行われている、そんな関係で入所を希望する方々に対しては、原則65歳以上で、環境上や財政的理由によって生活ができない、そういった方々を入所するところですよというところですね。あと、措置という関係で、入園手続については居住している、市・区・町・村のその担当のほうに申し出てくださいという規則があるようでございます。

歌志内市で、私、聞くところによりますと、ここのところ3名の方が歌志内の市役所の出向いて、入所したいのですということ申し込んだのですけれども、2名の方が、何か収入が多いのでちょっと無理ですねという、その手続がとれなかった。もう1人の方については、もう歌志内市にはおられないの聞くことができませんでした。その2人の方々は、家族の方から、今、違うところのほうに行って入所しているのですよという話を聞いています。

ここで、ちょっと確認したいと言うか、お聞きしたいのですが、その金額が年収が多いので入所することができません、楽生園に入所することができないのですよという内容の話があったということなのですが、その入所に際しての規則といいますか、条件といいますか、どのようになっているのか、なぜ断られたのかということについて、お伺いをいたします。

○議長（川野敏夫君） 虻川保健福祉課長。

○保健福祉課長（虻川善智君） 今、議員がおっしゃったところの部分なのですが、現在、当課におきまして、申請に來られてお断りしたというケースはございません。

養護老人ホームの相談があった場合については、まず、本人、その家族に対しまして、まず、措置制度について御説明を申し上げます。そして、その福祉施設の種類、それぞれの機能について事前に十分に説明して、説明した後に、その上で入所の希望という検討の場合は申請をいただいております。

そして、申請をいただいた後については、環境上の事情ですとか、経済状況を調べた後に、入所を判定しまして措置するというところを行っておりますので、事前にその申請の前に、お断りするというケースはございません。

また、先ほど言いました経済的な理由についてでございますけれども、まず、基本的にはそ

の経済的理由として、言われておりますので、当市で65歳以上の方で、世帯が生活保護を受けている、または、所得ですね、市民税の所得割額がないこと、または、65歳以上で世帯の生活の状況が、非常に困窮しているという状況なものを総合的に判断しながら決定するというようにしております。

○議長（川野敏夫君） 下山則義さん。

○4番（下山則義君） 私がこの家族の方から確認して2家族なのですが、入れなかった理由と、今はなされたことが違うなというふうな認識でいるのですが、要はこうですか、それでは、家族の方が来られて、その方々とのやりとりの中で話を進めているうちに、向こうから、じゃ、私たちは入れませんからやめますよという、そんなような状況ということで聞いてよろしいでしょうか。

○議長（川野敏夫君） 虻川保健福祉課長。

○保健福祉課長（虻川善智君） 状況がどういう状況であったかというのは把握しておりませんか、現在、私どもの課におきまして、まず申請の相談に来られてときには、楽生園ということであれば、その楽生園の入れるそういう制度、内容について御説明を事前に、御家族も来られた場合には御家族にもしております。その中で、申請書を持ち帰りになって、来られなかったというケースはあるかと思いますが、その場で、そういうことで入れないので申請はだめですよというようなお断りをしたケースはございません。

○議長（川野敏夫君） 下山則義さん。

○4番（下山則義君） ちょっと聞き方がまずかったのかな、そのときに断ったのですかではなくて、手続をしているうち、あるいはその説明の中で、何かの理由があって相手が断った、これでよろしいでしょうかね。

○議長（川野敏夫君） 虻川保健福祉課長。

○保健福祉課長（虻川善智君） 具体的なそのケースが、どういうケースだったかというのは把握しておりませんが、もし、そういう申請をお持ちになって、またほかの施設を選ばれたとか、そういうケースではないかなと思いますので、その辺については御理解いただきたいなと思います。

○議長（川野敏夫君） 下山則義さん。

○4番（下山則義君） これはあくまでも私の聞いた、そして、課長がその職務上で知り得た内容のことなのでしょうけれども、私のほうには、どうしてもその財政の面で、そういった方を入れるところなのですよということから、それがそれ以上のものだということの中から、私たちはだめなのでしょうねということからというふうに聞いているのですが、そうではないのですか、それ以外にも何かあってということなのでしょう。

○議長（川野敏夫君） 虻川保健福祉課長。

○保健福祉課長（虻川善智君） 私どもとしましては、その財政上の云々ということを理念において対応してはおりませんので、あくまでもその措置の制度の中で、その方が必要とするかしないかという部分も理念に置きながら対応しておりますので、現在のところ、もし楽生園のそういう希望がございましたら、先ほど申し上げましたとおり、その制度、内容を御説明した後に、申請するしないというのは御家族の方の判断になるのかなというふうに思って思います。

○議長（川野敏夫君） 下山則義さん。

○4番（下山則義君） それでは、楽生園の措置ということで、経済的理由という言葉がありますが、正直、1年間に受け取るお金がどのぐらいの方だったら入れるのかという、その線引

きというのは、どのようになっているのか答弁をいただければと思います。

○議長（川野敏夫君） 虻川保健福祉課長。

○保健福祉課長（虻川善智君） これまで平成26年度も3回ほど入所判定会議を行っておりますが、そのうち、平成26年度におきましては、実際的に入所判定会議の中で、これはちょっと楽生園にはということのなったケースというのは1件ございます。その方については、明らかに、今、年収が一般の方から見ると非常に多額の年金等がある、経済的理由というのには当たらないということで、会議の中で入所が否となったケースはございます。

ただ、その中で、先ほど申し上げましたとおり、その楽生園の入所措置の法的な基準にあります、先ほども言いましたとおり、生活困窮というのがございますので、幾ら以上があるからだめとか、そういう状況ではなく、総合的な判断の中で検討することとしておりますので、御理解いただきましたと思います。

○議長（川野敏夫君） 下山則義さん。

○4番（下山則義君） 私、介護福祉士という免許を持っておりまして、社会主事の免許を持っていて、その関係で、北海道の介護福祉会の会員でもあるわけです。月に1回、あるいは2月に1回、そういった研修会に出たり、会合に出たり、いろいろと情報交換して、歌志内市のために何か役に立たないかなということをやっているのも事実でございます。

今、ここに、養護老人ホーム措置者の費用徴収基準という表を持っているのですが、これは全国規模でこれでやっているのですよということを知っていてよろしいでしょうか。

○議長（川野敏夫君） 虻川保健福祉課長。

○保健福祉課長（虻川善智君） 当市におきましても、老人福祉施設費用徴収規則というのがございますので、それに基づきながら行っております。

○議長（川野敏夫君） 下山則義さん。

○4番（下山則義君） これには階層区分というのがありましてね、1から39までありまして、39が150万1円以上という、以上ということですから上限はないというふうに私は理解するのですが、それに対してもどのようにすれば措置ということで、可能ですよという計算費が出ているのですよね。要するに費用徴収基準額というのが出ているのですが、これであれば幾らの、年間どれぐらいの金額をもらっていてもということは当てはまらないのかなという思いなのですが、と同時に、先ほどの答弁ですと、歌志内市では、そういった話が来ているという内容だけれども、内容までは存じておりせんというような答弁だったかと思いますが、それは課長のほうに、そういったものがしっかりと上がってきていないというようなことの答弁なのかというふうにも思うのですが、いかがなのでしょう。

○議長（川野敏夫君） 虻川保健福祉課長。

○保健福祉課長（虻川善智君） 先ほど申し上げましたのは、議員のほうから、そういう断ったケース、こういって聞いてるといようなケースについては私のほうには上がってきておりません。また、徴収規則の部分については階層がありまして、1階層から39階層まであるのですが、その一番上のほうが150万円以上の収入ですか、その部分についての対応ということで、最高額というのがございます。

また、150万円を超えた後にも、計算式がございますので、それに徴収することになってきますが、基本的には、楽生園養護老人ホームというのは、まず基本的には経済的困窮、生活保護者、それらの方が優先といいますか、それのための施設でありますので、その費用が高額な収入がある方については、それなりの施設といいますか、そちらのほうを優先していただければなというのもございます。基本的には、そういう生活困窮者の方を救っていくという施設

でありますので、御理解をいただきたいと思えます。

○議長（川野敏夫君） 下山則義さん。

○4番（下山則義君） 今、ここにその表を持っていて質問をしているのですが、何か、今歌志内市の施設に空きがある。そして、ほかの地域でも入りたいというふうにあふれかえっている人たちがいる。そういう人たちが、この次歌志内市の市民、あるいは困窮者の方が入りたい、その人たちを待つがための施設なのだという答弁だったかと思えますが、それにしても、今の歌志内市の状況を考えて、その施設のその運営等も考えると、ある程度のことは歌志内市としてやっていかなければならないような状況になるのかと思えます。

措置ということで、毎回毎回、1人について毎月14万なにかという金額を行政のほうから払う、違うところから来た利用者の方々に関しては、違うところからそれが措置されるということで、運営されているのだと私は理解しています。

そのところからも、今の歌志内市の施設をしっかりと守らなければならない。そこで働いている人もいます。そういった方々も守らなければならないというもとから考えていくと、そして、待っている方もいると考えていると、歌志内の楽生園でなくて、違うところで待っている人がいるということも考えてみると、もう少し何かやり方があるのかなという思いでいるわけです。

と同時に、ところで、この備考の欄に、この表にかかわらず市町村長が必要と認めるときには、この中の該当するその金額、その上限を改めて設けることができるという備考の言葉もございます。であれば、何かもう少し違った方法があるのではないかなというふうな思いでいます。

ちょっとその後の質問を飛ばしまして、連携について質問をいたします。

楽生園との連携、先ほどの答弁でございますと、楽生園とほく志会に変わってからは変わっているのだと。そして、運営についても報告は受けていますと。その中で介護教室の場だとか、施設の利用をさせていただき、また、高齢者のスポーツ大会の参加など、関係を保ちながら連携していきます。これは最高にいいことだと思いますね。

と同時に、歌志内市としては、経営の連携もしっかりととっていかなければならないのかなという思いでございます。上限が定まっていないというだけの答弁で、ちょっとどうなのかなという思いもありますが、その経営面での連携といいますか、やっていることが、その経営面で大丈夫なのですかという、そういった連携については、所管の課と楽生園とのほうでも話し合いというのはどのようになっているのか、答弁をいただければと思います。

○議長（川野敏夫君） 虻川保健福祉課長。

○保健福祉課長（虻川善智君） 楽生園につきましては、平成26年の4月の1日付けで、社会福祉法人のほく志会さんのほうに施設譲渡をしております。その中で、民間企業の中の経営について、こちらのほうがそういう中身について報告をいただくということは、今、現在のところ1年ちょっとたっていますけれども、ございません。また、その中で、そういうほく志会から、何かそういう部分というのもございませんので、現状では一民間施設としてとらえておりますので、その中で、先ほどからお話しになっていきます楽生園というのは、措置施設ということになりますので、その中で対応ということで考えております。

○議長（川野敏夫君） 下山則義さん。

○4番（下山則義君） ちょっと話を変えましょう。きのうも私、今持っているのですが、SOLAというタウンページ、この辺の地域の滝川、砂川、赤平、歌志内、そして新十津川に、求人情報誌ということで毎月毎月全部の家に配られている雑誌がでございます。

きのうも雲海のこと、2ページから5ページまでということでお話が出ているわけですが、その12ページですね、今月、村上市長のお言葉が載っております。「今住んでいる市民を大切に、ほかには負けない教育環境を、そして、まちつぐりのスタートライン」こういうものが恐らくインタビューを受けて、お話しされているという言葉で、ここに出ていると思うのですが、村上市長にちょっとお尋ねいたします。ここに書かれているこの言葉、こういった思いでインタビューに答えたのか、答弁いただければと思います。

○議長（川野敏夫君） 村上市長。

○市長（村上隆興君） 私は、歌志内市政の原点だと思っております。

今、皆さんが知恵を出して、歌志内のこれからということをお考えいただいているのですが、少子高齢化ということ踏まえて、いかにこれからの歌志内のまちづくりを進めるかという中で、今、定住ということ、それから移住ということも含めて、できる限り歌志内のほうへお住まいいただきたい。それには、企業誘致を初め、いろいろな問題を考えながら、これから対応していかなければなりません、その原点として、まず歌志内の人が歌志内に住みたい。歌志内に住むことによって、私たちここで終の棲家としたいと、こういうような思いを持ってもらうということが、まず大事だと。

そのためには、まず、歌志内市民を大切にしないことには、よその皆さんに、歌志内はいいところですよという声かけ、あるいは市民の皆さんが歌志内はいろいろな意味で、行政は手厚いですよ。優しいまちですよということを言っていただいて、初めてよそのまちに我々もアクションを起こしていくことができるのではないかと、そういう意味でございます。

○議長（川野敏夫君） 下山則義さん。

○4番（下山則義君） まさに、今、市長が言われたこと、これから歌志内に必要であるその原点ということをお聞きいたしました。と同時に、これは今年度の市政執行方針、人と人とのつながりを大切にする、今、いる人たちが住んでよかったなと思えるまちづくりをしていかなければならないのだと。と同時に、教育に関しては、今、歌志内でできることを、それは絶対にあるはずだと、人間が少なくても、それはあるはずだと。それをしっかりとやっていきたい。そして、今が改めてのまちづくりのスタートラインなのだということですね。

あともう一つ、そこにはこんなことも書かれています。市の職員が、いろいろな意味でリーダーとなって、市民のために何ができるかを考えて、市民と接しながら市民の望んでいることを引き出していければいいなということをお願いしているという内容のことも書かれています。

歌志内市に今まで住んでいた方、あるいは歌志内がよくて歌志内に住み続けていたいんだという方、そういう方がいれば、何らかの方法でそういった方々を住んでもらうような状況づくりというのが、今、まさにやっていかなければならないことだと、私は思います。

譲渡しましたから、ちょっと経営が違うのですよと、当然だと思います。でも単なる連携だけではなくて違うところ、そういったところがあれば、こういう人がいるんですがどうでしょうかねという話を持っていくのも、これ先ほどの市長の答弁から言うと、そしてここに書かれている市長の思いから言うと、それもあってしかるべきなのかという思いでもございます。

私が聞いたことと、課長がその担当所管のほうから聞いたこと若干違うのかなとも思います。しかし、そういう方がいて、歌志内市の施設に入ることを望んでいるのだということをお聞いたのであれば、何が悪いのか、何が悪いからダメなのですねではなくて、何が悪いところをどうすればうまくいくのかなというこの考えが、先に立っていただかなければならないのかなという思いでもいるのですが、今となっては、ちょっとそのことに関して話していることも難しいのかなという思いでございます。

ただ、このところ、先ほど研修会だとかそういったところで、何人かの方々と知り合いになりまして、いろいろな情報交換もしている、それも事実でございます。その中には、今回はこの楽生園ということで考えていましたので、そういった措置を関連している方々と知り合っていて、いろいろな情報交換もしております。3名の方々がいろいろなことを教えてくれているのですが、沼田の和風園、そして寿光園、これは富良野ですね。それから三笠の三楽荘この方々が一緒になって話をし、いろいろなことを教えてくれています。

富良野については40名の待機者、三笠についても約40名の待機者、そして沼田については約11名の待機者がおられます。と同時に富良野と三笠、これにつきましては、つい先月、あるいは先々月ぐらいに1人ずつ、歌志内にこういう地域がありますけれども、どうですかということで、2名の方々が入所されておるということを、その方々から教えていただいた経緯がございます。

先ほども言いました。そこに譲渡したのだからでなくて、歌志内市民のために、あるいは歌志内市に住み続けたいのだという思いを持つ方々のために、市役所の職員として何かできること、何かできることというよりも何かしなければならないことをつくっていかなければならない、それが今の時期なのかなという思いでもございます。

正直、これから、楽生園では、どういった方々に入っていたかということを考えながらやっていかなければならない状況に、今あるというふうにも聞いております。このところから、またバタバタと2名、3名という方々が退所せざるを得ないという状況にあるのだということ、これはほかの地域の施設の方から教えていただいたことです。

それに対して、歌志内市の市民のために何かやってもらいたいのだという市長のお考えのもとに懸命に仕事をされている方々であれば、何か考えるところがあるのかなと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（川野敏夫君） 虻川保健福祉課長。

○保健福祉課長（虻川善智君） 現在、楽生園につきましては先ほど申し上げましたとおり97名の方が入られております。そのうち歌志内市民の方が34名ということでございます。

現在、待機者を確認しますと1名の方が他の実施機関から待機者としており、今後入所になるのではないかなというふうに聞いております。

先ほど申し上げました経営面での連携という話で、私の方からは民間施設なので、その経営全体については民間の施設の運営になりますということで申し上げましたが、その措置について、民間だからそういう措置についてはしないとか、そういう話ではなくて、その辺につきましては、市民の方で入所を希望される方というのがございましたら、その辺については、先ほど申し上げましたとおり、そういう入所の中身について、お話ししながら真摯に対応していくというのは、これまでと民間であろうと、それは関係ない話であり、その辺についてはこれまでと同じ対応ということになります。その辺については御理解いただきたいと思っております。

○議長（川野敏夫君） 下山則義さん。

○4番（下山則義君） 歌志内市のトップである、村上市長の歌志内市を思う気持ち、それがどんどん市の職員の方々に波及して行って、それがまちづくりになっていく、それをまず望むものでございます。

別に歌志内市が一つの企業をどんどん応援しなさいということではなくて、そこに空きがあるのであれば、今までずっと歌志内で頑張ってきて歌志内に住み続けたいのだと、そういう方々はたくさんおられると思いますね。そういった方々、ちょっと金額が多いですねだけでは

なくて、そういう方々をどうすればいいのかということを考えて行動をとっていただきたいと思います。

と同時に、やはり常日ごろからの連携ですよね。正直私は98名のままの状態だというふうに思っていたのですが、97名になっているということを知って、連携があるのかなということを知りました。そんなことも続けていただいて、どういう状況なのかということ、そして、今、楽生園でどんなことが問題になっているのかなということも含めて知っていただいと、そういった連携をもとっていただければと、そのように考えるところでございます。

次の質問に移ります。認定こども園でございます。

これは、あくまでも平成30年に開園されるという話を今まで話の中から確認しております、聞いております。

それで、なぜ改めてこの質問をしたのかと言いますと、平成30年に開園されるということも言っていますが、今、平成27年、来年もう平成28年ですね、平成30年に開設するのであれば、平成29年にはもう工事が始まっていなければならない状態だと。それに対する予算措置は平成28年度で終わっていなければならない。今、平成27年度であれば、もうそろそろどこに建てて、どういう形をとる、そんなような大まかなものが決まっていなければならないような状況だと私は考えます。

それと同時に、こんな話を聞きました。歌志内市の今の幼稚園、保育所、そして子ども園の話もあるけれども、幼稚園が9名で、もう絶対にそのケアも立ち行かなくなるでしょうと。

ただ、保育園は、これはもう必ずつくらなければならないものではないかと、これは行政がバックアップしてやっていくでしょう。であれば、これから歌志内は保育園で幼稚園はなしにして、それでいいんじゃないですかという言葉を目にしました。

私は、先ほど市長の、今回のSORAの中で言われました、歌志内だからできる教育があるはずだと。歌志内だからできる子供たちに対するサービスがあるはずだという思いからいくと、やはり今まで考えていた改革を先延ばしするな、戻すな、おくらせるなど、これが私の考えですね。できるのであれば、もっと早く、そんなような思いでもいるわけでございます。その関係で、これから今後担保する意味もあって、この質問をさせていただきました。

ただ、平成30年度開設、恐らく4月になるのかと思います。であれば、4月にその新しい子供たちを迎えるのであれば、もうその前から、もともといる子供たちが入っているのだらうという思いでございます。そういった意味からも連携をとる、あるいはやっている最中なのではないけれども、もうそろそろ新しいものが、例えば、どこに建てるのです、どの規模にするのです、そんなことがもう出てきていいんじゃないかと思うのですよ。

この前の行政常任委員会の中で、建設課長のほうから歌志内市の大きな形づくりということで、文珠、中村地区、そして本町、東光、歌神地区、それに上歌が加わる。また、中間に神威地区があって、教育の地域をつくりましょう、文化的な地域をつくりましょう、あるいは公共施設を集約しましょう、そんなような大きな形の歌志内市の計画というものを示されました。もうそろそろ、これにもこの前どういった形になって、どのようにということが始まっていかないと、平成30年の開設にはどうなのかなという思いもあるのですが、それについて答弁をいただければと思います。

○議長（川野敏夫君） 虻川保健福祉課長。

○保健福祉課長（虻川善智君） 現段階では正式に平成30年ということでは、まだ決定していませんが、平成30年に向けて議員がおっしゃったとおり、やはり幼稚園、保育所に通われている子供の数も少なくなっておりますので、できるだけ早い時期に、そういう面で方向性

を見出していけるように努力していきたいというふうに考えております。

○議長（川野敏夫君） 下山則義さん。

○4番（下山則義君） 先ほどの答弁ですと、平成30年をめどに認定こども園、それに移行した場合の児童数ということで答弁がなされました。ちょっとあまりにも担保を急ぎ過ぎたのかなというふうな思いでございます。

ただ、平成30年に開設するということにつきましては、そんなことがひとり歩きしているわけではないのですが、私の思いだけでも、これないのではないかと思うのですよね。ある意味、子供を持つ親にしてみれば、保育だけではなく、教育だけではなく、そのいいところ取りといいますか、その二つのものを合わさったもの以上のものができるという、先ほど課長のほうからも答弁いただきましたが、そういったもので、いち早くという思いでございます。

タイムスケジュールについては、今までどおりの答弁ということでございますが、これはぜひとも平成30年にはそういったものが、そして二つのよいところ、さらには歌志內的に深めてというものをつくっていただきたい、そのようなことでこの質問は終わりたいと思います。

次に、公園のほうに移りたいと思います。

これも第2回定例議会のほうでも質問させていただいているところでございます。

公園ということで、さまざまな公園があつて所管もたくさんあります。そんな関係で、つくるところも正直違う所管ですので、連携等の話がどうなのかなという思いでございます。

今まである状況から衛生上ですとか、それから危険度、そういったもの考えて、だんだんなくなってきたのですよと。第2回定例会の答弁ですと、高齢になって今までつくってもらいたいと言っていた者が、草刈りもできない状態で、雪の堆積場になっているようところなのですよという答弁もございました。

しかし、その質問をして、市民の方々に知らせて歩いているときに、やはりその公園の話が随分出てきます。何とか、その公園をちょっと大き目の公園を子どもの国というところまでいかないのでしょうか、そういった公園があればいいですねという話が、本当に集まってきました。

先ほど言いましたように、高齢の方々がゆっくりできるような場所、子供たちを連れて行って遊ぶ場所、そして、保護者たちが交流できるような場所。そこには、そして夏も秋も、常にそこで集えるような公園が欲しいのですねという人に言わせれば、あそこの西小学校のグラウンド、あそこどうでしょうかね、あそこちょっと広いですし、幾つかの遊具もありますね。あれをちょっとずらせて、山をつくって、パークゴルフをつくって、あずまやをつくって、じゃぶじゃぶ池というのが、今、日本全国いろいろなところであります。子供を集めて、そこで水遊びをさせるという、そんなようなものもあればいいですね。そんなような話があります。

さまざまな所管がありますから、たくさんの方々の答弁になるかもしれません。ちょっと思いを聞かせていただければと思います。前回は市長のほうからも聞いております。高齢の方々、認知症の方々にもという話を聞いております。所管のほうでちょっと答弁いただければと思います。

○議長（川野敏夫君） 柴田建設課長。

○建設課長（柴田一孔君） ただいま大きな公園といいますか、たくさんの方が集えるような公園ということで、例えばとして、西小学校のグラウンドとか、そういう跡地を例として挙げられました。

歌志內的には、本町に大きな公園がございますが、多分文珠地区の方はそういう遠くにある公園には行けないのかなと。したがって、中心にあればどうなのかなということは考える

こともございます。

しかしながら、歌志内的には、各地区に非常にたくさんの公園がございまして、それぞれ充実しているかと言いますと、それぞれ先ほど申し上げましたように、衛生上の問題で砂場を閉鎖したり、危険遊具を撤去したりということで、そのような公園も実はございます。児童数的には、文珠地区がかなり多いのかなと思います。

大きな公園につきましては、非常に充実した公園をつくることによって潤いある、住民も、いろいろな部分で余暇の過ごし方という選択肢が多くなるのかなと思います。しかしながら、これはどうしてもマイナス的な思考になりますが、例えば、噴水にしても管理人がいて、常に管理していればよろしいのですが、水路もそうでございますけれども、瓶やコップを持って小さい子が転んだりすると、それが割れてしまうと。その後、子供たちが歩いて足をけがしたりするということもあります。また、小さい幼児でございまして、紙おむつをしながらプールに入ると衛生上どうなのということで、問題になってくるかと思っております。

設備投資をしながら、そういった大きな公園というのは望ましいまちづくりの一つの施設になるのかなと思っておりますが、リスク管理といえますか、そういう部分で非常に大きな問題があるのかなと思っております。

例えば、森林にしても、歌志内はこれだけ山に囲まれておりますので、森林浴という部分に関しては特に通常の小さな公園でも満足できるのかなと思います。

今、必要なのは遊具を撤去した場所のいわゆる公園の利用状況を見ながら、再度安全な遊具の配置とか、また、高齢者が使いやすいような遊具といえますか、背筋を伸ばしたり、そういった遊具も最近ありますので、そういった配置をしていく必要があるのかなと思っております。

したがって、大きな公園でと言いますと、管理面でも先ほど言いましたように、非常にリスクがありますので、そういう場合にはやはりこどもの国とか、そういう近隣にございまして、そちらの利用をしていただきたいなというふうに考えております。

したがって、全くできないということではございませんが、そういう公園を再配置、あるいは見直しをする際に、そういう大きな公園というものも全く考えないということではなくて、頭の中に入れて参考にして検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（川野敏夫君） 下山則義さん。

○4番（下山則義君） 公園ですので、ほかの所管するところもあろうかと思っておりますが、答弁をいただければと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（川野敏夫君） 平間産業課長。

○産業課長（平間靖人君） 産業課のほうの所管ということで、観光的な視点に立った場合、先ほど議員おっしゃられました砂川のこどもの国のような大規模な公園もございまして、また、オートキャンプ場的な形の中で遊具つきの広大な土地を利用した公園もございまして、また、旭川市のような買い物公園といった形で観光客も利用できるような、そういったさまざまな公園施設がございまして。

また、最近、フットパスということで健康志向ということで、自然だとか歴史を探访するためのそういったコースを設ける中で、市内を歩いてもらうと、町内を歩いてもらう、山の中を歩いてもらう、こういった形の視点で、休憩場所的な形での公園というものが必要になってくる場所もあるのかなということがございましてけれども、先ほど、建設課長がお話ししましたように、現状、利用状況といったものも判断しながら、そういったものの整備も考える必要があるのかなと、そのように考えております。

○議長（川野敏夫君） 佐藤教育次長。

○教育次長（佐藤守君） 教育委員会といたしましては、ちびっこ広場が、今、市内に3カ所という形で委員会として管理をしております。過去におきましては、ほぼ各地域に小さな部分でありますけれども、ちびっこ広場があったという状況がこれまでの経緯でございまして、だんだん幼児、児童等の減少によりまして、管理上難しいということから数が減ってまいりまして、現在は3カ所という形で、比較的その地域にお住まいの子供方が使っているという現状でございます。

○議長（川野敏夫君） 下山則義さん。

○4番（下山則義君） たしか第2回定例議会の質問の中で、まちづくりというのは夢を持たなければできないですよ。まちづくりして、そのためにはよそ者、若者、ちょっと失礼ですけどもばか者という、本当に大きなところから始まって、そして歌志内的に何がいいのかと。

今、聞きますと、何かどうしてできないのかでなくて、できない理由はこうだからだめなんですというような答弁で終始してしまったような気がして、ちょっと残念に思うのですが、じゃ、それをクリアするのは何ですかね。例えば、割れるものを持って歩くのは子供たちはどこでも持って歩くものであって、道路でコップを持って歩けば、それだから公園はできないですということ、私はないと思うのですよ。

管理する人がいないからできない。管理する人を雇えばいいのではないかと思うのですよね。その財源をどうするかというのが、問題になるのかなと思うのですよね。まちづくりというのは、私は、そういうものだと思うのですよね。

今のこの規則があるからできないのです。それはもう簡単ですよ。その規則をどうすればできるようになるのかなということを考えていただければと思いますね。それが先ほど、SORAの中にある市長の言葉で、すっかりときれいに洗い流してもらえれば、すごくうれしいのですよ。

市民が、市民のためになにができるかということ、今、ある意味、市の職員が先頭を切って、そして考えてもらいたい、これが市長の、今回私が読ませていただきました「SORA」に出ていた歌志内市に思う、そんな内容の言葉なのかなという思いで質問をさせていただきました。

ちょっと非常に残念な質問になってしまったなというふうな思いですが、村上市長にちょっとお尋ねします。

今、さまざまな答弁が私の質問によって出てきました。歌志内市のまちづくりということで、市長の思いを聞かせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（川野敏夫君） 村上市長。

○市長（村上隆興君） 私のまちづくりというのは以前からいろいろ話していると思います。

炭鉱全盛期、それぞれ城下町として広い地域に、それぞれの文化、それぞれお住まいになった方々の地域がございました。

今、歌志内のこの人口の規模から言って、この7カ所の地域を維持するというのは非常に難しいだろうということからして、それぞれうちの場合は、半分くらいが公営住宅になっているわけですが、利便性の高い文化的な生活をしていただくということになりますと、もう10年以上前から、そういう話は歌志内の場合出ておりましたけれども、何せ財政状況の問題で手をかけることができなかつた。

しかし、コンパクトシティという言葉は相当前から歌志内は使っておりますので、こういう中で、歌志内の都市計画と言いますかね、それぞれどの地域に分けて効率的なすみ分けをす

るというか、住みやすいまちをつくるというか、いよいよ手をかけるだけのものが歌志内としてでき上がってきた。それが、第5次基本計画が今年度終わりますけれども、来年からの総合計画の中で進めていきたいという思いでございます。

現在、市民の皆さんが集まってくださって、いろいろ知恵を出してくださっております総合計画、こういうものの議論が今進んで、ほぼまとめに入ってきているやに伺っております。

こういう中で、今、お話に出ておりました公園の問題ですとか、施設の問題ですとか、住宅の問題ですとか、こういうものが各課各層の方々が20名ほど入っておりますので、いろいろな立場でのまちづくりの御提案が多分出てくるだろうと、あるいはそこにアドバイザーとして、北星大学の教授の皆さんも入ってくださっているということで、いずれ議会のほうへのこの内容については明らかにし、説明をしていかなければなりません。そういう中で見えてくるのかなと。

私の方で、一方的にトップダウンすることが必ずしも職員を育てることになりませんし、新しいまちづくりにつながることにはならないと思っています。そういうものを私どもと一緒に、これからまた何度か委員会を通しながら、最終的に議決をいただくという手順をしなければなりませんので、そういう中で、皆さんで知恵を出しながら方向性を出していきたいと、あるいは年次によるそういう事業の計画の中で表していきたいと、そのように思っております。

○議長（川野敏夫君） 下山則義さん。

○4番（下山則義君） あともう一つですね、今、市長のほうから総合的な話の答弁をいただきました。あと教育関係ですが、認定こども園ということになると、所管が変わると申せ、中では、今までずっとやってきたことを教育内容のこともしっかりととどめて、それをいい形で作り上げていきたいのだという考えが、正直あってやるのだと思います。

その内容に、認定こども園になると、先ほどもちょっと聞きましたけれども、幼稚園の先生、そして保育所の先生、そういった方々が一緒になってこれからつくっていくのかなという考えでいます。

ただ、1点、それをさまざまな市民の方々から聞く上で、ちょっと嫌な話も耳にします。幼稚園の先生、もちろん誰いうことなくね、しっかりとした仕事の内容のことができているのでしようかという話でございました。一つこういうのがありました。ちょっとこれは本当に残念な話なのですが、その先生が、子供を抱きながら一生懸命携帯でメールを打っていると。それがお母さんたちの中で話題になっています。かと言って、そのお母さんたちは、先生ちょっとやめてくださいよと、それは子供を預けている以上、言えないのですよ。その話を聞きました。

そういったところも、しっかりと行政で押さえていただいて、これから、そういった方々も一緒になってこども園というものをつくっていくわけですから、そういったところをちょっと気遣っていただければと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（川野敏夫君） 森塚教育長。

○教育長（森塚勝敏君） 今、初めてお聞きしまして、やはり教師としてあるまじき行動だと思います。私のほうから強く指導していきたいというふうに思っております。

下山議員が言われるように、子供たちに夢と希望を与えるような教育をしていかなければならないと思いますので、十分に反省いたします。申しわけありません。

○議長（川野敏夫君） 下山則義さん。

○4番（下山則義君） 教育長にちょっとお願いがあります。教育長から強く指導されますと大変なことが起きます。それなりにこういうふうな話がありますと、それは気をつけなければ

ならないことですね。それは誰しものがなと思います。それは誰しものがそれは気をつけてやっていかなければならないことだと思います。そのことをお願いしておきまして、本日の私の一般質問を終了いたします。

以上でございます。

○議長（川野敏夫君） 下山則義さんの質問を打ち切ります。

ここで、10分間休憩をいたします。

午前10時56分 休憩

午前11時04分 再開

○議長（川野敏夫君） 休憩を解いて、会議を再開いたします。

本日、傍聴席からの必要な写真撮影につきましては、歌志内市議会傍聴規則第8条により、議長により許可をいたしております。

報 告 第 1 2 号

○議長（川野敏夫君） 日程第4 報告第12号議案第38号歌志内市コミュニティセンター条例の制定について（平成27年9月8日行政常任委員会付託）を議題といたします。

この件について、行政常任委員会委員長の報告を求めます。

行政常任委員会委員長女鹿聡さん。

○行政常任委員会委員長（女鹿聡君） —登壇—

報告第12号議案第38号歌志内市コミュニティセンター条例の制定について。

次ページをお開き願います。

行政常任委員会審査報告書。

当委員会の審査として付託を受けた事件について審査の結果、次のとおり決定したので会議規則第105条の規定により報告いたします。

記。

1、事件。

議案第38号歌志内市コミュニティセンター条例の制定について（平成27年9月8日付託）

2、審査の経過。

9月9日、委員会を開催し慎重に審査した。

3、審査の結果。

原案どおり可決する。

以上です。

○議長（川野敏夫君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、報告第12号について採決をいたします。

本件は、地方自治法第244条の2第2項の規定に基づく議会の議決に付するべく重要な公

の施設の利用又は廃止に関する条例第4条の規定により、出席議員の3分の2以上の同意を必要とする特別多数議決となりますので、起立による採決といたします。

なお、特別多数議決の場合は、議長も出席議員となることから、議長は議長席において起立による表決を行うことといたします。

本日の出席議員は7名であり、その3分の2は5名であります。

この本件に対する委員長の報告は、可決であります。

本件は、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(川野敏夫君) ただいまの起立者は、7名全員であります。

したがって、議案第38号は委員長報告のとおり可決されました。

報 告 第 1 3 号

○議長(川野敏夫君) 日程第5 報告第13号議案第41号歌志内市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、(平成27年9月8日行政常任委員会付託)を議題といたします。

この件について、行政常任委員会委員長の報告を求めます。

行政常任委員会委員長女鹿聡さん。

○行政常任委員会委員長(女鹿聡君) —登壇—

報告第13号議案第41号歌志内市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について。

次ページをお開き願います。

行政常任委員会審査報告書。

当委員会の審査として付託を受けた事件について審査の結果、次のとおり決定したので会議規則第105条の規定により報告いたします。

記。

1、事件。

議案第41号歌志内市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について(平成27年9月8日付託)。

2、審査の経過。

9月9日、委員会を開催し慎重に審査した。

3、審査の結果。

原案どおり可決する。

以上です。

○議長(川野敏夫君) これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(川野敏夫君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(川野敏夫君) 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、報告第13号について起立により採決をいたします。

この本件に対する委員長の報告は、可決であります。

本件は、委員長報告のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(川野敏夫君) 起立多数であります。

したがって、議案第41号は委員長報告のとおり可決されました。

報 告 第 1 4 号

○議長(川野敏夫君) 日程第6 報告第14号議案第47号平成27年度歌志内市一般会計補正予算第3号、(平成27年9月8日行政常任委員会付託)を議題といたします。

この件について、行政常任委員会委員長の報告を求めます。

行政常任委員会委員長女鹿聡さん。

○行政常任委員会委員長(女鹿聡君) ー登壇ー

報告第14号議案第47号平成27年度歌志内市一般会計補正予算(第3号)。

次ページをお開き願います。

行政常任委員会審査報告書。

当委員会の審査として付託を受けた事件について審査の結果、次のとおり決定したので会議規則第105条の規定により報告いたします。

記。

1、事件。

議案第47号平成27年度歌志内市一般会計補正予算(第3号)(平成27年9月8日付託)。

2、審査の経過。

9月9日、委員会を開催し慎重に審査した。

3、審査の結果。

原案どおり可決する。

以上です。

○議長(川野敏夫君) これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(川野敏夫君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(川野敏夫君) 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、報告第14号について起立により採決をいたします。

この本件に対する委員長の報告は、可決であります。

本件は、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(川野敏夫君) 起立多数であります。

したがって、議案第47号は委員長報告のとおり可決されました。

意見書案第13号

○議長(川野敏夫君) 日程第7 意見書案第13号地方創生に係る新型交付金等の財源確保を求める意見書(案)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

湯浅礼子さん。

○1番（湯浅礼子君） —登壇—

意見書案第13号地方創生に係る新型交付金等の財源確保を求める意見書（案）

上記議案を、歌志内市議会会議規則第13条の規定により、別紙のとおり提出いたします。本意見書案につきましては、お手元に配付しております内容により、関係機関に提出するものです。内容の趣旨説明については読み上げを省略いたしますが、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたしますので、議決くださいますよう、よろしく願い申し上げます。以上でございます。

（以下は、朗読を経ないが掲載する。）

地方創生に係る新型交付金等の財源確保を求める意見書（案）

将来にわたっての「人口減少問題の克服」と「成長力の確保」の実現のためには、総合戦略の政策パッケージを拡充強化し、「地方創生の深化」に取り組むことが必要である。

政府は6月30日、平成28年度予算に盛り込む地方創生関連施策の指針となる「まち・ひと・しごと創生基本方針2015」を閣議決定した。

今後は、全国の自治体が平成27年度中に策定する「地方版総合戦略」の策定を推進するとともに、国はその戦略に基づく事業など“地域発”の取り組みを支援するため、地方財政措置における「まち・ひと・しごと創生事業費」や平成28年度に創設される新型交付金など、今後5年間にわたる継続的な支援とその財源の確保を行うことが重要となる。

そこで政府においては、地方創生の深化に向けた支援として、下記の事項について実現するよう強く要請する。

記

1. 地方財政措置における「まち・ひと・しごと創生事業費」と各府省の地方創生関連事業・補助金、さらには新型交付金の役割分担を明確にするとともに必要な財源を確保すること。
2. 平成27年度に創設された「まち・ひと・しごと創生事業費（1兆円）」については、地方創生に係る各自治体の取り組みのベースとなるものであるから、恒久財源を確保の上、5年間は継続すること。
3. 平成28年度に創設される新型交付金については、平成26年度補正予算に盛り込まれた「地方創生先行型交付金」以上の額を確保するとともに、その活用については、例えば人件費やハード事業等にも活用できるなど、地方にとって使い勝手の良いものにすること。
4. 新型交付金事業に係る地元負担が生じる場合は、各自治体の財政力などを勘案の上、適切な地方財政措置を講ずるなど意欲のある自治体が参加できるよう配慮すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成27年9月11日

北海道歌志内市議会

提出先

内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、地方創生担当大臣

○議長（川野敏夫君） 本件については、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

本件は、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することに決しました。

これより、意見書案第13号について採決をいたします。

ただいまの意見書案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、意見書案第13号は、原案のとおり可決されました。

意見書案第14号から意見書案第16号まで

○議長（川野敏夫君） 日程第8 意見書案第14号から日程第10 意見書案第16号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） ー登壇ー

意見書案第14号泊原発再稼働をやめ、再生可能エネルギーの本格的普及を求める意見書（案）、意見書案第15号介護報酬の再改定を求める意見書（案）、意見書案第16号生活保護費削減及び住宅扶助・冬季加算削減の撤回・中止を求める意見書（案）、以上3件の議案について、歌志内市議会会議規則第13条の規定により、別紙のとおり提出いたします。

本意見書（案）につきましては、お手元に配付しております内容により、関係機関に提出するものです。内容の趣旨説明については読み上げを省略いたしますが、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたしますので、議決くださいますよう、よろしく願いいたします。

（以下は、朗読を経ないが掲載する。）

泊原発再稼働をやめ、再生可能エネルギーの本格的普及を求める意見書（案）

安倍政権は九州電力川内原発の運転再開強行を容認・推進している。原発周辺の自治体、住民からの安全性や避難体制についての説明の求めを無視したもので許されない。専門家からも批判されている火山対策、地元自治体に丸投げした事故の際の避難計画、30キロ圏内の医療・介護施設のうち、要援護者の避難計画未確立60施設という実態、住民説明会の未開催、などに照らしても原発再稼働などあり得ない。

ところが政府・経産省は、昨年4月に閣議決定した中長期のエネルギー基本計画にそって、2030年度の電源構成比率を、原発20～22%まで、「原子力規制委員会が、作りなおした規制基準で審査し、適合と認めた原発は再稼働する」と原発推進の態度である。そのうえ、太陽光発電について、電気の供給量が需要量を上回ると見込まれる場合における出力制御ルール等を変更する省令「改定」（今年1月22日公布、1月26日施行）を行ったことは、露骨な再生可能エネルギー抑制である。

こうしたもとで北海道電力は、泊原発全3基の早期再稼働に向け、その維持費に毎年800億円余、規制基準突破のための対策費には2500億超とも言われる巨額の資金を投入し躍起となっている。その一方で、再生エネ、とりわけこの間設立認可の申し込みが急増した太陽光発電と今後積極的普及が期待される風力発電に対して買取り制限を導入、再生エネ普及に背を向けている。

福島原発事故から4年余が経過したが、いまだに11万人余の福島県民が避難を強いられ、汚染水の流出もとまらず、事故の原因究明も収束の見通しさえ立っていない。原発と人間社会が共生できないことは明白である。

どの世論調査を見ても6割前後の国民が反対し、「核のゴミ」を安全に処理する技術が確立されていないもとの、原発推進を断念し、再生可能エネルギーの本格的普及に切り替えるべきである。

よって、歌志内市議会は、泊原発の再稼働をやめることを求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成27年9月11日

北海道歌志内市議会

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、経済産業大臣、環境大臣

(以下は、朗読を経ないが掲載する。)

介護報酬の再改定を求める意見書(案)

平成27年4月より実施された介護報酬は、介護サービスの充実にプラス0.56%、処遇改善プラス1.65%を除くとマイナス4.48%の大幅なマイナス改定となりました。施設関係では特別養護老人ホームが基本報酬で5%を超える引き下げ幅となり、小規模デイサービスでは約10%、予防通所介護・予防通所リハビリに至っては20%を超えるマイナス改定となっており、事業の継続が困難になるほどの下げ幅となっています。

全国各地では、すでに「採算」の合わない事業所の閉鎖・撤退がはじまっており、地域によっては介護報酬の引き下げが住民から介護サービスを奪う事態となっています。社会保障の充実を理由に消費税8%増税を強行したにもかかわらず、今回のマイナス改定は断じて許されません。

厚生労働省は、今回の大幅切り下げの理由として「社会福祉法人の内部留保」を挙げていますが、地域住民の介護を守るほとんどの介護事業者は、改定前の介護報酬のなかでさえ、内部留保どころか介護労働者の賃金確保で精いっぱい状況です。都市部で利益を上げる一握りの事業者を例に挙げ、「介護は儲かっている」との判断は明確な誤りです。広大な過疎地を抱える北海道では利用者確保も難しく、事業所の撤退が相次ぎ、訪問看護などいくつかのサービスが利用できない自治体もあります。

また、処遇改善加算は介護職だけを対象にしていますが、介護現場には看護師・ケアマネジャー・事務職、リハビリ技師・調理職など多様な職種が働いています。介護職場全体のバランスの取れた「処遇改善」には、加算ではなく介護報酬自体の引き上げが必要です。

国が「医療介護総合法」のなかで、介護保険制度の運営自体を自治体に丸投げしようとするなか、住民の介護を守り、地域の介護資源を維持させるためには、介護経営の維持と、確保が困難である介護労働者の大幅な処遇改善が実施可能な、利用者負担に抛らない介護報酬の「大幅プラス改定」での見直しが不可欠となっています。

以上の実態を踏まえ、次年度予算編成に向け、誰もが安心して利用できる介護制度の実現を基本にした、介護報酬の見直しが必要です。

上記の趣旨から、以下の事項について要望します。

記

1、平成28年度予算において、介護事業所と介護労働者が充実したサービスを提供できるよ

う、介護報酬のマイナス改定を見直すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成27年9月11日

北海道歌志内市議会

提出先

内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣、総務大臣

(以下は、朗読を経ないが掲載する。)

生活保護費削減及び住宅扶助・冬季加算削減の撤回・中止を求める意見書(案)

安倍内閣は、「社会保障拡充のため」などという口実で消費税増税をしながら、生活保護費を相次いで削減し、さらに削減推進を強化しようとしている。今年7月からの住宅扶助費の削減強行により、多くの利用者が新たな苦難を強いられている。安い家賃のところへ引っ越すよう求められたり、大家との家賃の話し合いをし、話がまとまらなければ転居することを要請されるケースが相次いでいる。「母子家庭はなかなかアパートを貸してもらえず、子どもの学校の近くでやっといまの場所を見つけた。ここから引っ越すとすると子どもの通学はどうなるのか」という母親、「長年住み慣れた地域で、顔なじみもたくさんいる。いまになってなじみのない地域にはとてもいけない」と語る高齢者など、利用者の苦悩と不安は深刻である。

乱暴なやり方に批判が広がるなか、厚労省は今年4月、見直し実施にあたり、通勤・通学や通院などに支障がある場合は従来どおりの扶助費で、それまでのアパートに住み続けることができるなどの「経過措置」をとるよう自治体に通知した。しかし、自治体によっては通知内容を利用者に知らせず、一律に転居を迫るなどの事例が少なくない。国は自治体任せにせず、生活保護の利用者の権利と利益を優先した対応をするよう徹底すべきである。

住宅扶助費削減は、安倍政権の社会保障削減路線にもとづく生活保護大削減の具体化の一環として強行されたものである。2015年度から18年度にかけて総額190億円(15年度は約30億円)の住宅扶助費カットは、保護世帯の3割にあたる約44万世帯にのぼる。すでに食費・光熱水費にあたる生活扶助費の3年連続引き下げ(総額740億円)が強行され、今年11月からは寒冷地の冬季加算の縮減も行われようとしている。北海道など寒冷地では文字通りの命綱であり、これを容赦なく削減することは、利用者の命と健康を削ることに等しいものである。

よって、住宅扶助費削減を撤回し、冬季加算の削減計画と現在すすめている生活扶助費削減をただちに中止することを強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成27年9月11日

北海道歌志内市議会

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣

○議長(川野敏夫君) 意見書案第14号「泊原発再稼働をやめ、再生可能エネルギーの本格的普及を求める意見書案」について質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(川野敏夫君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。
これより、意見書案第14号について、起立により採決をいたします。
ただいまの意見書案に賛成する議員の起立を求めます。
(賛成者起立)

○議長（川野敏夫君） 起立多数であります。
したがって、意見書案第14号は、原案のとおり可決されました。
意見書案第15号「介護報酬の再改定を求める意見書案」について、質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。
これより、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。
これより、意見書案第15号について、起立により採決をいたします。
ただいまの意見書案に賛成する議員の起立を求めます。
(賛成者起立)

○議長（川野敏夫君） 起立多数であります。
したがって、意見書案第15号は、原案のとおり可決されました。
意見書案第16号生活保護費削減及び住宅扶助・冬季加算削減の撤回・中止を求める意見書案（案）について、質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。
これより、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。
これより、意見書案第16号について、起立により採決をいたします。
ただいまの意見書案に賛成する議員の起立を求めます。
(賛成者起立)

○議長（川野敏夫君） 起立多数であります。
したがって、意見書案第16号は、原案のとおり可決されました。

決 議 案 第 1 号

○議長（川野敏夫君） 日程第11 決議案第1号飲酒運転等による交通死亡事故撲滅宣言決議案を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

本田加津子さん。

○6番（本田加津子君） 決議案第1号飲酒運転等による交通死亡事故撲滅宣言決議（案）。
上記議案を歌志内市議会会議規則第13条の規定により別紙のとおり提出いたします。
読み上げて提案させていただきます。
飲酒運転等による交通死亡事故撲滅宣言決議（案）

交通事故のない安全で安心して暮らせる社会の実現は、市民すべての切実な願いであると同時に、市民の負託を受けた私も歌志内市議会の重大な責務です。

しかしながら、全国的に交通事故の発生により、毎年多くの犠牲者を出しており、特に重大な犯罪行為である飲酒運転、速度超過、信号無視などによる悲惨な事故は、後を絶たない実態にあります。

本年6月6日砂川市内において歌志内市民の家族4人が死亡し、1人は重体という悲惨な交通死亡事故が発生しました。

歌志内市は現在、交通事故死ゼロ2000日達成に向けて、市民一丸となり交通安全意識の高揚に力を注いでいる中で、歌志内市民が犠牲になったことに強い憤りを感じております。

一瞬にして尊い命を奪い、将来のある人生と幸せな家庭、平和な暮らし、そして地域の絆を破壊する交通死亡事故を二度と繰り返してはなりません。

このような輪禍を招く犯罪行為や危険行為を市内から一掃するためには、運転者はもとより、同乗者、家族や職場、さらには地域が一体となって飲酒運転、速度超過、信号無視などの危険な運転をさせない、許さないという強い意志を示さなければなりません。

今こそ、歌志内市議会は、ここに改めて人命尊重の理念のもとに、市民一人ひとりの交通安全意識の高揚と交通マナーの徹底を図り、一日も早く再発防止体制を構築するべく、関係機関・団体はもとより、家庭、学校、職場、地域などそれぞれの立場において交通安全を推進し、安全・安心かつ住みやすい歌志内市のさらなる実現に向けて、全力を尽くす決意であることをここに宣言する。

以上、決議する。

平成27年9月11日、北海道歌志内市議会。

以上です。

○議長（川野敏夫君） 本件については、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

本件は、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することに決しました。

これより、決議案1号について採決をいたします。

ただいまの決議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、決議案第1号は、原案のとおり可決されました。

閉会中の継続審査の申し出について

○議長（川野敏夫君） 日程第12 閉会中の継続審査の申し出についてであります。

各委員長より、委員会において審査中の事件について、会議規則第106条の規定により、お手元に配付のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

閉 会 宣 告

○議長（川野敏夫君） これで、本日の日程は全部終わりました。
以上をもって、今期定例会の会議に付議された事件は全て議了いたしました。
これをもちまして、平成27年歌志内市議会第3回定例会を閉会いたします。
大変御苦労さまでした。

（午前11時28分 閉会）

上記会議の顛末を記録し、その相違ないことを証するため、
ここに署名する。

歌志内市議会議長 川 野 敏 夫

署名議員 下 山 則 義

署名議員 女 鹿 聡